

1. 件名：東京電力福島第一原子力発電所のR I 使用変更許可申請及び管理区域拡大に係る面談

2. 日時：令和4年2月17日（木） 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮脇安全管理調査官、笠原上席放射線安全審査官、廣上放射線検査官、

谷本放射線安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

放射線・環境部 保安総括グループ グループマネージャー 他3名

分析評価G 2名

廃棄物対策プログラム部 JAEA分析・研究施設PJG グループマネージャー

他2名

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

福島研究開発拠点 大熊分析・研究センター

施設安全部 次長

5. 要旨

(1) 本日、東京電力及び原子力機構と面談を実施し、配付資料に基づき、主に以下の説明があった。

- ・放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）における放射性同位元素等規制法（以下「R I 法」という。）に基づくR I 使用に関連し、東京電力としても、第1棟で使用するものと同じ非密封R I を使用できるよう、また、必要な管理区域の拡大を行うべく、3月下旬にR I 法に基づき使用変更許可申請を行う予定。
- ・第1棟のR I 法に基づく管理区域の拡大について、第1棟施設外においては、これまでの考え方と同様に、原子炉等規制法に基づく管理対象区域と一致したR I 法に基づく管理区域を設定する。また、第1棟施設内においては、R I の使用者となるJAEAがR I 法に基づく使用許可申請を行い、必要な管理区域を設定する。当該JAEAが設定する管理区域については、原子炉等規制法に基づき東京電力が設定する管理区域と一致させる。
- ・化学分析棟の地下階及び5・6号機サービス建屋1階の一部にそれぞれ使用施設及び貯蔵施設を設定し、必要な作業室及び汚染検査室を設ける予定。
- ・廃棄物施設のうち、排水設備及び排気設備については、JAEAの第1棟の考え方と同様に、施設内で濃度限度以下であることを確認した上で、原子炉等規制法廃棄物

として管理する予定。その際、排気設備については、併せて排気口での連続集塵装置による測定を行う。

- ・ 固体廃棄物については、東京電力による R I 法廃棄物及び原子炉等規制法のものと同様に混在した廃棄物の他、J A E A の第 1 棟から発生する R I 法と原子炉等規制法の規制対象となるものが混在した試料を受け入れ廃棄するため、これに必要な保管廃棄設備を設ける。
- ・ 管理区域の汚染管理については、入退域管理棟での汚染検査の他、使用施設から退出する際にも汚染検査室により、汚染検査を行う。

(2) 原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- ・ 5・6号機サービス建屋1階の使用施設は、フロア全体ではなく、エリアで区切り複数設定しているが、それぞれに必要な汚染検査室について、R I 法施行規則第 2 1 条第 1 項第 1 4 号の規定を踏まえどのように考えて設定しているのか。
- ・ 行政相談の希望があれば、対応する。

(3) 東京電力及び原子力機構から、5・6号機放射化学分析室の使用施設の設定については、これまでの施設内での R I の使用の実態等を踏まえつつ、R I 法令の全体的な適用について整理した上で改めて説明すること、必要があればまた行政相談したい旨の発言があった。

6. 配付資料

- ・ 資料 1 「非密封 R I 使用許可申請及び管理区域拡大の概要について」(2022年2月17日 東京電力ホールディングス株式会社)